

議案第 11 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇の取得事由の拡大等を行うもの

2 改正内容

(1) 子の看護休暇の取得事由の拡大

子の看護休暇の取得事由について、既存の事由に加え、学校保健安全法第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話、又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする場合にも取得ができるよう拡大する。

(2) 育児のための所定外労働の制限の対象職員の拡大

子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大する。

(3) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度に関する早期の情報提供及び職場環境の整備を行うための規定を追加する。

3 施行期日等

令和 7 年 4 月 1 日

※ 附則第 2 条（2（2）の請求を施行日前に行うことができるようにするための規定）は、公布の日

担当

総務部職員課人事研修係
電話 4 6 3 - 3 1 9 1